

議案第 31 号

淡路市職員の育児休業等に関する条例及び淡路市職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市職員の育児休業等に関する条例及び淡路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 5 月 29 日提出

淡路市長 戸 田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市職員の育児休業等に関する条例及び淡路市職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(淡路市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 淡路市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年淡路市条例第 36 号）
の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 号中「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第 21 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「部分休業の承認は、勤務時間条例第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりににおいて」を「育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

(第 2 号部分休業の承認)

第 21 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第21条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第21条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第21条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第22条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第23条中「第14条の規定は、部分休業について準用する」を「育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする」に改める。

(淡路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 淡路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年淡路市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「（明治29年法律第89号）」及び「（昭和22年法律第164号）」を削る。

第19条の3を第19条の4とする。

第19条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」とい

う。）」を「請求等」に改め、同条を第19条の3とする。

第19条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第19条の2 任命権者は、淡路市職員の育児休業等に関する条例（平成17年淡路市条例第36号）第24条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 淡路市職員の育児休業等に関する条例第24条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第2条中淡路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条第2項の改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項本文の施行の日（以下「施行日」という。）から令和８年３月３１日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第１条による改正後の淡路市職員の育児休業等に関する条例第２１条の４の規定の適用については、同条第１号中「７７時間３０分」とあるのは「３８時間４５分」と、同条第２号中「１０」とあるのは「５」とする。
- 3 任命権者は、施行日前においても、第２条による改正後の淡路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第１９条の２第２項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

淡路市職員の育児休業等に関する条例及び淡路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正（淡路市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
（部分休業をすることができない職員） 第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）（略） （2）勤務日の<u>日数及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前提任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。） （<u>部分休業の承認</u>） 第21条 <u>部分休業の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前提任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第17条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を越えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を越えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための	（部分休業をすることができない職員） 第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）（略） （2）勤務日の<u>日数</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員<u>を除く。次条において同じ。</u>） （<u>第1号部分休業の承認</u>） 第21条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u> 2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第17条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を越えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を越えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をす

淡路市職員の育児休業等に関する条例及び淡路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正（淡路市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内をいう。）で行うものとする。	るための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内をいう。）で行うものとする。 <u>（第2号部分休業の承認）</u> <u>第21条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> <u>（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間を分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u> <u>（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）</u> <u>第21条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。</u> <u>（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）</u> <u>第21条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>（1） 非常勤職員以外の職員 77時間30</u>

淡路市職員の育児休業等に関する条例及び淡路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正（淡路市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第22条 職員が<u>部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第33条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 （部分休業の承認の取消理由） 第23条 <u>第14条の規定は、部分休業について準用する。</u>	<u>分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日</u> <u>1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> 第21条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。 （部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第22条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第33条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 （部分休業の承認の取消理由） 第23条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>

淡路市職員の育児休業等に関する条例及び淡路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
第2条による改正（淡路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第9条（略） （１）・（２）（略） 2 前項の規定は、第17条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（民法（<u>明治29年法律第89号</u>）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（<u>昭和22年法律第164号</u>）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）を養育」とあるのは「第17条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 （略） （病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認） 第19条（略）	（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第9条（略） （１）・（２）（略） 2 前項の規定は、第17条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）を養育」とあるのは「第17条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 （略） （病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認） 第19条（略） <u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u> <u>第19条の2 任命権者は、淡路市職員の育児休業等に関する条例（平成17年淡路市条例第36号）第24条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければな</u>

淡路市職員の育児休業等に関する条例及び淡路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
第2条による改正（淡路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
	<u>らない。</u> <u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 淡路市職員の育児休業等に関する条例第24条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u>

淡路市職員の育児休業等に関する条例及び淡路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
第2条による改正（淡路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） <u>第19条の2</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 （勤務環境の整備に関する措置） <u>第19条の3</u> 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 （1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 （2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 （3） 前2号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置	（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） <u>第19条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 （勤務環境の整備に関する措置） <u>第19条の4</u> 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 （1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 （2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 （3） 前2号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

議案第 32 号

淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例制定の件

淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和 7 年 5 月 29 日提出

淡路市長 戸 田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例

淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成 17 年淡路
市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「車賃、宿泊料及び食事料」を「その他の交通費、宿泊費、包括
宿泊費及び宿泊手当」に改める。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の
1 項を加える。

（給料月額の特例）

- 2 淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正
する条例（令和 7 年淡路市条例第 号）の施行の日から令和 11 年 5 月 7 日ま
での特別職の職員で常勤のものの給料月額に係る別表第 1 の規定の適用につい
ては、同表中「860,000 円」とあるのは「430,000 円」とする。

別表第 2 中

「

車賃	宿泊料（1 夜に つき）	食事料
一般職の職員 の例による。	一般職の職員 の例による。	一般職の職員 の例による。

」

を
「

その他の交通 費	宿泊費（１夜に つき）	包括宿泊費	宿泊手当
一般職の職員 の例による。	一般職の職員 の例による。	一般職の職員 の例による。	一般職の職員 の例による。

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例新旧対照表

現 行						改 正 案						
(旅費) 第6条 (略) 2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、宿泊料及び食事料</u>とし、その額は、別表第2のとおりとする。 附 則 この条例は、平成17年4月1日から施行する。						(旅費) 第6条 (略) 2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u>とし、その額は、別表第2のとおりとする。 附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。 <u>(給料月額の特例)</u> 2 <u>淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例(令和7年淡路市条例第 号)の施行の日から令和11年5月7日までの特別職の職員で常勤のものの給料月額に係る別表第1の規定の適用については、同表中「860,000円」とあるのは「430,000円」とする。</u>						
別表第2 (第6条関係)						別表第2 (第6条関係)						
鉄道賃	船賃	航空賃	<u>車賃</u>	<u>宿 泊 料</u> (1夜につき)	<u>食事料</u>	鉄道賃	船賃	航空賃	<u>その 他 の 交 通 費</u>	<u>宿泊費</u> (1夜につき)	<u>包 括 宿 泊 費</u>	<u>宿泊 手当</u>
実費	実費	実費	一般職の職員の例による。	一般職の職員の例による。	一般職の職員の例による。	実費	実費	実費	一般職の職員の例による。	一般職の職員の例による。	<u>一 般 職 の 職 員 の 例 に よ る。</u>	一 般 職 の 職 員 の 例 に よ る。

議案第 33 号

淡路市税条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 5 月 29 日提出

淡路市長 戸 田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市税条例の一部を改正する条例

淡路市税条例（平成 17 年淡路市条例第 91 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「公示送達は、」の右に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 18 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 34 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の右に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の右に「又は特定親族」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「者に限る。）」の右に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の右に「又は特定親族」を加える。

附則第 16 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（1） 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

（2） 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

（1） 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

（2） 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条

の規定により製造たばことみなされるものに限る。) であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定

令和8年4月1日

(2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の淡路市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条本文に規定する施行の日（以下「本文施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、本文施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の淡路市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、本文施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規

定による申告書について適用し、本文施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、淡路市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 淡路市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

淡路市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、淡路市公告式条例（平成17年淡路市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u>	(公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を淡路市公告式条例（平成17年淡路市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></u>
(納税証明事項) 第18条の3 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	(納税証明事項) 第18条の3 <u>施行規則</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。
(所得控除) 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控	(所得控除) 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控

淡路市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失	除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、<u>法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項におい</u>

淡路市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2～9 （略） （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 （1）・（2）（略） （3） 扶養親族の氏名 （4）（略） 2～6 （略） （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）	<u>て同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）</u> の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2～9 （略） （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 （1）・（2）（略） （3） 扶養親族又は<u>特定親族</u>の氏名 （4）（略） 2～6 （略） （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

淡路市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 扶養親族の氏名 (4) (略) 2～5 (略) 附 則	第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）<u>若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）</u>を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 扶養親族<u>又は特定親族</u>の氏名 (4) (略) 2～5 (略) 附 則

淡路市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第16条の2 (略)	(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第16条の2 (略) <u>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</u> 第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばこことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。 (1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法 (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ

淡路市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
	<u>当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法</u> <u>2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u> <u>3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> <u>4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u> <u>（1） 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u> <u>（2） 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</u>

議案第 34 号

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 5 月 29 日提出

淡路市長 戸 田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

淡路市福祉医療費の助成に関する条例（平成 17 年淡路市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 13 号から第 16 号までの規定中「80 万円」を「80 万 9,000 円」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号中「80 万円」を「80 万 9,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の淡路市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(12) (略) (13) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度。以下同じ。)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。以下「市町村民税世帯非課税者」という。)であつて、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「<u>80万円</u>」として同項の規定を適用して算出した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得は、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た額	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(12) (略) (13) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度。以下同じ。)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。以下「市町村民税世帯非課税者」という。)であつて、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「<u>80万9,000円</u>」として同項の規定を適用して算出した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得は、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。 (14) 低所得者 市町村民税世帯非課税者であって、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの間にあっては、前々年。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定によって計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。)をいい、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)の合計額が<u>80万円</u>以下である者をいう。 (15) 区分Ⅰ 高齢期移行者のうち次の要件を全て備えている者の助成区分をいう。	除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。 (14) 低所得者 市町村民税世帯非課税者であって、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの間にあっては、前々年。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定によって計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。)をいい、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)の合計額が<u>80万9,000円</u>以下である者をいう。 (15) 区分Ⅰ 高齢期移行者のうち次の要件を全て備えている者の助成区分をいう。

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
ア 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が<u>80万円</u>以下であること。 イ 所得を有しない者に該当すること。 (16) 区分Ⅱ 高齢期移行者のうち次の要件を全て備えている者の助成区分をいう。 ア 市町村民税世帯非課税者であること。 イ 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が<u>80万円</u>以下であること。 ウ 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。）第1条第2号から第5号までの認定を受けていること。 エ 所得を有しない者に該当しないこと。 (17)～(24) (略) (所得による支給制限) 第4条 前条の規定にかかわらず、市長は、支給区分に応じて定める次の所得状況に該当する場合には、福祉医療費を支給しないものとする。ただし、特別の理由があると認められるときは、支給の対象とすることができる。 (1) 高齢期移行者については、次のいずれかに該当するとき。 ア 高齢期移行者が市町村民税世帯非課	ア 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が<u>80万9,000円</u>以下であること。 イ 所得を有しない者に該当すること。 (16) 区分Ⅱ 高齢期移行者のうち次の要件を全て備えている者の助成区分をいう。 ア 市町村民税世帯非課税者であること。 イ 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が<u>80万9,000円</u>以下であること。 ウ 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。）第1条第2号から第5号までの認定を受けていること。 エ 所得を有しない者に該当しないこと。 (17)～(24) (略) (所得による支給制限) 第4条 前条の規定にかかわらず、市長は、支給区分に応じて定める次の所得状況に該当する場合には、福祉医療費を支給しないものとする。ただし、特別の理由があると認められるときは、支給の対象とすることができる。 (1) 高齢期移行者については、次のいずれかに該当するとき。 ア 高齢期移行者が市町村民税世帯非課

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
税者であって、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が<u>80万円</u>を超えるとき。 イ 高齢期移行者が市町村民税世帯非課税者であって、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の納付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が<u>80万円</u>以下であり、認定省令第1条第2号から第5号までの認定を受けていないとき。ただし、所得を有しない者については除くものとする。 (2)～(4) (略) 2・3 (略)	税者であって、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が<u>80万9,000円</u>を超えるとき。 イ 高齢期移行者が市町村民税世帯非課税者であって、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の納付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が<u>80万9,000円</u>以下であり、認定省令第1条第2号から第5号までの認定を受けていないとき。ただし、所得を有しない者については除くものとする。 (2)～(4) (略) 2・3 (略)

議案第 4 2 号

淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例制定の件

淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 5 月 2 9 日提出

淡路市長 戸 田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例

淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1
7 年淡路市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中「10,800円」を「12,200円」に、「12,800円」を
「14,500円」に、「11,300円」を「12,800円」に、「10,
900円」を「12,400円」に、「9,600円」を「10,900円」に、
「8,900円」を「10,100円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用
弁償に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」とい
う。）以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審
査及び日本国憲法第 9 5 条の規定による投票（以下「選挙等」という。）につ
いて適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙等
については、なお従前の例による。

淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例新旧対照表

現 行			改 正 案		
別表（第２条関係）			別表（第２条関係）		
区分		報酬の額	区分		報酬の額
教育委員会委員		月額 35,000円	教育委員会委員		月額 35,000円
(略)			(略)		
いじめ問題調査委員会	会長	日額 12,000円	いじめ問題調査委員会	会長	日額 12,000円
	委員	日額 10,000円 ただし、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う場合は、日額88,000円を超えない範囲内で任命権者が市長と協議して定める額		委員	日額 10,000円 ただし、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う場合は、日額88,000円を超えない範囲内で任命権者が市長と協議して定める額
選挙長		日額 <u>10,800円</u>	選挙長		日額 <u>12,200円</u>
投票所の投票管理者		日額 <u>12,800円</u>	投票所の投票管理者		日額 <u>14,500円</u>
期日前投票所の投票管理者		日額 <u>11,300円</u> 。ただし、所定の開設時間を短縮する場合は、 <u>11,300円</u> の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額	期日前投票所の投票管理者		日額 <u>12,800円</u> 。ただし、所定の開設時間を短縮する場合は、 <u>12,800円</u> の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額
開票管理者		日額 <u>10,800円</u>	開票管理者		日額 <u>12,200円</u>
投票所の投票立会人		日額 <u>10,900円</u> 。ただし、立会時間内に交替する場合その	投票所の投票立会人		日額 <u>12,400円</u> 。ただし、立会時間内に交替する場合その

淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例新旧対照表

現 行		改 正 案	
	他所定の立会時間を短縮する場合は、 <u>10,900円</u> の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額		他所定の立会時間を短縮する場合は、 <u>12,400円</u> の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額
期日前投票所の投票立会人	日額 <u>9,600円</u> 。ただし、立会時間内に交替する場合その他所定の立会時間を短縮する場合は、 <u>9,600円</u> の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額	期日前投票所の投票立会人	日額 <u>10,900円</u> 。ただし、立会時間内に交替する場合その他所定の立会時間を短縮する場合は、 <u>10,900円</u> の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額
不在者投票所の外部立会人	日額 <u>10,900円</u> 。ただし、所定の立会時間を短縮する場合は、 <u>10,900円</u> の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額	不在者投票所の外部立会人	日額 <u>12,400円</u> 。ただし、所定の立会時間を短縮する場合は、 <u>12,400円</u> の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額
開票立会人	日額 <u>8,900円</u>	開票立会人	日額 <u>10,100円</u>
選挙立会人	日額 <u>8,900円</u>	選挙立会人	日額 <u>10,100円</u>
社会教育委員	委員長	社会教育委員	委員長
	日額 8,000円		日額 8,000円
	委員		委員
	日額 6,400円		日額 6,400円
(略)		(略)	
認定こども園薬剤師	年額 36,100円	認定こども園薬剤師	年額 36,100円